# 記入例

受付番号

0000000000

○○年○○月○○日

独立行政法人福祉医療機構 理事長あて

課税事業者であるかどうかの確認につ いては、次ページをご参照ください。

住 所 〒000-000

○○県○○市○○1-2-3

名 称 特定非営利活動法人○○会

代表者職名 理事長

代表 者福祉 太郎 実印

令和2年度社会福祉振興助成事業の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について

標記について、独立行政法人福祉医療機構助成要綱(以下「助成要綱」という。)第10条第12号 の規定に基 【手順1】

いずれかに「O」を付けてください。

課税事業者でない、または簡易課税事業者であるため下記記載の必要はない。

課税事業者であるが、その課税期間における特定収入割合が5%超であるため 下記記載の必要はない。

課税事業者であり、下記に記載している。  $\bigcirc$ 

課税事業者であるが、今回は記載出来ない。

→ ( ) 月決算のため、( ) 月頃再度提出予定

## 【手順2】

課税事業者であり、今回金額を明示できる場合のみ、以下 に記載し、算出根拠となる書類等を添付してください。

助成金により実施した事業名 を記入してください。

事業名

0000000000000000事業

2. 助成金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う仕入控除税額

金 00000 円 消費税の申告後、確定した仕入控 除税額を記入してください。

## <注意事項>

本助成金に係る仕入控除税額の算出根拠となる書類をご提出ください。

- 確定申告書の写し 課税売上割合等が把握できる資料
- 特定収入の割合を確認できる資料 等

※上記2.で記入した金額と根拠書類の金額が一致していない場合には、算出根拠が分かる明細をあわせてご 提出ください。

助成先団体が、助成事業を実施する過程において消費税法に規定する課税仕入れを行うときには、仕入先に対して消費税相当額を含む支払いを行うことになりますが、助成先団体によっては、一定の要件のもとで、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入に係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合があります。この場合、助成先団体は、助成対象経費において、仕入に係る消費税相当額を実質的に負担していないことになり、当該仕入控除税額は助成対象とならず、助成金にかかる当該仕入控除税額を返還する必要があります。

## 完了報告時に、助成金にかかる当該仕入控除税額の返還の有無について報告してください。

なお、助成先団体の決算等により、完了報告時に**助成金にかかる当該仕入控除税額の返還金額**の確定ができない場合は、確定でき次第、速やかに再提出してください。

※消費税仕入控除税額の算出については、税務署等にお問い合わせください。

## 【消費税仕入控除税額による助成金の返還の可能性の有無】

事業主体の性格			
消費税の課税事業者か	納付税額の計算方法	特定収入割合	消費税仕入控除税額に より助成金の返還の 可能性
消費税の 免税事業者		$\rightarrow$	無
			,
消費税の 課税事業者(※1)	簡易課税 (※2)	$\qquad \qquad \Rightarrow$	無
	一般課税 (※3)	特定収入割合(※4)が 5%を超える	無
		特定収入割合が 5%以下	有

#### ※1:課税事業者

事業者のうち、次のいずれかに該当する者

- ① 課税期間の基準期間(前々年又は前々事業年度)における課税売上高が 1,000 万円を超える事業者
- ②「消費税課税事業者選択届書」を提出して課税事業者を選択している事業者

#### ※ 2: 簡易課税

基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下で事前に税務署に届出をした事業者に適用 「消費税の納付税額」=「課税売上げに係る消費税額」- 「課税売上げに係る消費税額×みなし仕入率」

#### ※3:一般課税

簡易課税を選択しない事業者に適用

「消費税の納付税額」=「課税売上げに係る消費税額」-「課税仕入れ等に係る消費税額(実額)」

#### ※4:特定収入割合

特定収入割合=特定収入の合計額/(税抜課税売上高+免税売上高+非課税売上高+特定収入の合計額) 特定収入とは、補助金、負担金、出資金等、資産の譲渡等の対価以外の収入をいう。